

## 議 事 順 序 ( 案 )

第 3 6 6 回 定 例 会  
第 8 日 ( 3 月 1 日 )

### 1 開 議 宣 告

### 2 議 案 一 括 上 程

令和 5 年度関係

第 1 3 5 号議案ないし第 1 5 6 号議案、  
第 1 6 0 号議案ないし第 1 7 7 号議案  
報第 3 号ないし報第 5 号

#### (1) 委員会審査報告

##### ① 文書報告

総務、健康福祉、産業労働、農政環境、建設、文教、警察の  
各常任委員会委員長

#### (2) 委員長報告に対する質疑 (終局)

#### (3) 討 論

久保田 けんじ 議員 (反対)

#### (4) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

### 3 休 会 議 決

3 月 4 日 から 1 8 日 まで 委 員 会 審 査 の た め ( 簡 易 採 決 )

### 4 日 程 通 告

次の本会議は 3 月 1 9 日 (火) 午前 1 1 時再開

### 5 散 会 宣 告

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 6 6 回 定例会

令和 6 年 3 月 1 日

（2月20日に提出された議案）

1 起立採決

（令和5年度関係）

第166号議案 ひょうごインフラ整備基本方針の改定

2 起立採決

（令和5年度関係）

第135号議案 令和5年度兵庫県一般会計補正予算（第5号）

第141号議案 令和5年度兵庫県庁用自動車管理特別会計補正予算（第1号）

第165号議案 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業  
の変更についての同意

第167号議案 ひょうご教育創造プランの改定

第171号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事  
（東工区）請負契約の変更

第173号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋  
上部工事請負契約の変更

3 簡易採決

（令和5年度関係）

第136号議案 令和5年度兵庫県県有環境林等特別会計補正予算（第1号）

第137号議案 令和5年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

第138号議案 令和5年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計補正予算  
（第1号）

第139号議案 令和5年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

第140号議案 令和5年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予  
算（第2号）

第142号議案 令和5年度兵庫県公債費特別会計補正予算（第1号）

- 第143号議案 令和5年度兵庫県自治振興助成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第144号議案 令和5年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 第145号議案 令和5年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 第146号議案 令和5年度兵庫県農林水産資金特別会計補正予算（第2号）
- 第147号議案 令和5年度兵庫県地方消費税清算特別会計補正予算（第1号）
- 第148号議案 令和5年度兵庫県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第149号議案 令和5年度兵庫県病院事業会計補正予算（第2号）
- 第150号議案 令和5年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 第151号議案 令和5年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 第152号議案 令和5年度兵庫県水源開発事業会計補正予算（第1号）
- 第153号議案 令和5年度兵庫県地域整備事業会計補正予算（第2号）
- 第154号議案 令和5年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算（第2号）
- 第155号議案 令和5年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算（第2号）
- 第156号議案 令和5年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第160号議案 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特  
殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第161号議案 国際人材育成基金条例
- 第162号議案 安心子ども基金等設置条例の一部を改正する条例
- 第163号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第164号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 第168号議案 和解及び損害賠償額の決定
- 第169号議案 損害賠償額の決定
- 第170号議案 主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事請負契約の  
変更
- 第172号議案 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契約  
の変更
- 第174号議案 二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事請負契約の変更
- 第175号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の変更
- 第176号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の変更

第177号議案 都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その1）  
請負契約の締結

報 第 3 号 専決処分の承認

報 第 4 号 専決処分の承認

報 第 5 号 専決処分の承認

第 3 6 6 回定例兵庫県議会  
議事日程（第 8 号）

令和 6 年 3 月 1 日  
午前 1 1 時開議

第 1 （令和 5 年度関係）

第 1 3 5 号議案ないし第 1 5 6 号議案、

第 1 6 0 号議案ないし第 1 7 7 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

委員長報告

討 論

表 決

## 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(自由民主党、公明党、ひょうご県民連合 案)

## 1 改正の理由

本県の厳しい財政状況等に鑑み、議員報酬の減額措置について、1年間延長するため所要の整備を行う。

## 2 改正の内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する議員報酬月額並びに議長及び副議長の役員加算額について、次のとおり減額する（附則第15項関係）。

（減額措置の内容）

ア 議員報酬月額 880,000円 → 840,000円（▲40,000円）

イ 役員加算額

・議長 200,000円 → 159,600円（▲40,400円）

・副議長 105,000円 → 83,500円（▲21,500円）

なお、第4条第3項（期末手当基礎額）については対象としない。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="280 383 379 416">附 則</p> <p data-bbox="188 432 389 465">1～14 (略)</p> <p data-bbox="236 481 552 515">(議員報酬月額の特例)</p> <p data-bbox="181 530 804 965">15 令和5年6月1日から令和6年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「840,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。</p>	<p data-bbox="922 383 1021 416">附 則</p> <p data-bbox="829 432 1031 465">1～14 (略)</p> <p data-bbox="877 481 1193 515">(議員報酬月額の特例)</p> <p data-bbox="823 530 1445 965">15 令和5年6月1日から令和7年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「840,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。</p>

議員提出第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年 月 日提出

兵庫県議会議員	山 口	晋 平
同	大 豊	康 臣
同	橋	秀太郎
同	門 間	雄 司
同	伊 藤	勝 正
同	越 田	浩 矢
同	上 野	英 一
同	中 田	英 一



兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額するため所要の整備を行うこととした。

## 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(維新の会 案)

## 1 改正の理由

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く厳しい財政状況に鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新たな財源を確保し、少子化対策や将来世代への投資、物価高騰等の影響に対する経済対策や新産業の育成、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬を削減することとし、所要の整備を行う。

## 2 改正の内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する議員報酬月額並びに議長及び副議長の役員加算額について、次のとおり減額する（附則第16項関係）。

(減額措置の内容)

ア 議員報酬月額 880,000円 → 748,000円 (▲132,000円)

イ 役員加算額

・ 議長 200,000円 → 159,600円 (▲40,400円)

・ 副議長 105,000円 → 83,500円 (▲21,500円)

なお、第4条第3項（期末手当基礎額）については対象としない。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p><u>(議員報酬月額の特例)</u></p> <p>15 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p><u>(議員報酬月額の特例)</u></p> <p>15 (略)</p> <p>16 <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「748,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。</u></p>

議員提出第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年 月 日提出

兵庫県議会議員	岸	口	みのる
同	門		隆志
同	増	山	誠
同	斉	藤	なおひろ
同	鏝	木	良子
同	徳	安	淳子
同	高	橋	みつひろ
同	飯	島	義雄
同	青	山	暁
同	大	矢	卓志
同	長	崎	寛親
同	住	本	陽子
同	な	かい	隆晃
同	赤	石	まさお
同	大	原	隼人
同	さ	かた	たかのり
同	佐	藤	良憲
同	脇	田	のりかず
同	中	村	大輔
同	白	井	たかひろ
同	北	村	智

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第15項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(議員報酬月額の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

16 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「748,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く厳しい財政状況に鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新たな財源を確保し、少子化対策や将来世代への投資、物価高騰等の影響に対する経済対策や新産業の育成、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬を削減することとし、所要の整備を行う。